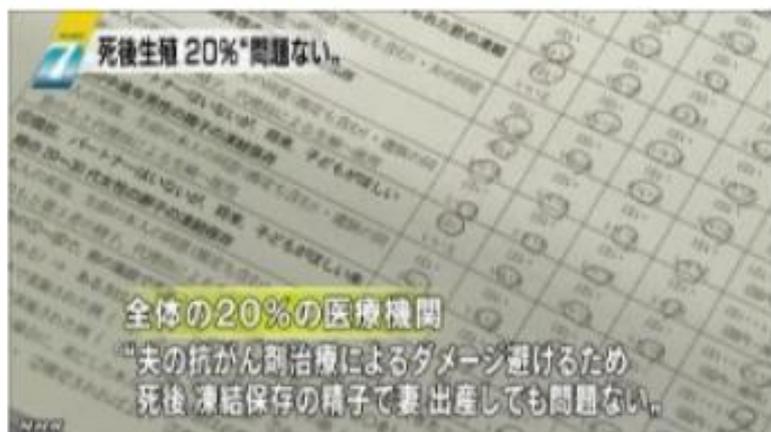


2013年11月30日(土)

死後生殖「問題ない」医療機関の20%



夫が死亡したあとに凍結保存していた精子を人工授精して妻が出産する、いわゆる「死後生殖」について、生殖医療などを専門に行う全国の医療機関の20%が、がん治療によるダメージを避けるため精子を凍結保存していた場合であれば問題ないと考えていることが分かりました。

この調査は、岡山大学の中塚幹也教授らの研究グループが生殖医療などを専門に行う全国1100余りの医療機関を対象に行ったもので、415の医療機関から回答がありました。それによりますと、夫ががんにかかり、抗がん剤治療によるダメージを避けるために精子を凍結保存している場合であれば、夫の死後、凍結保存した精子で妻が出産しても問題ないとする医療機関は、全体の20%に上っていました。

また、実際に死亡した男性の精子で子どもを産みたいという相談を受けたことがあると回答した医療機関も12施設ありました。

死後生殖を巡っては、平成18年に最高裁判所が死亡した夫と生まれた子どもの間に法律上の親子関係を認めない判決を出していて、関連する学会は精子の凍結保存は本人が生存している間に限るとする指針を設けています。

中塚教授は「死後生殖は亡くなった男性の意思を明確に確認できないという問題がある一方、がんというやむをえない事情なら、期間などの条件を設ければ認めるべきという意見もある。議論を重ねて法律で決めるなど対応が必要ではないか」と話しています。